

平成28年度 北海道障がい者条例の取組方針

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課

平成28年度 北海道障がい者条例の取組方針

○ 基本方針

条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がいのある方々の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。

- (1) 障がいのある方々の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 地域の課題を解決する力を高め、障がいのある方々が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者と連携・協働し、関連する施策を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民の理解の促進を図ること。

○ 重点方針

1 条例の広報

- ・ 出前講座やパンフレットなどの啓発活動により、道民に広く周知を実施
- ・ 障害者差別解消法等とあわせた、障がい者の権利擁護に関する効果的な周知を実施

2 権利擁護の推進

- ・ 関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施など、障がいを理由とする差別を解消するための取組の推進
- ・ 障害者差別解消法の施行に伴う、市町村における相談体制等の整備促進
- ・ 施設内虐待の防止についての指導強化など、障害者虐待防止対策等の取組の推進

3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・ 地域の相談支援事業所と連携し、障がいのある方々などの声を地域づくり委員会における協議に反映する取組の推進
- ・ 地域生活支援拠点の整備をはじめ、地域に必要な総合的な相談支援体制の確保のための支援の実施

4 障がい者の就労支援

- ・ 一般就労の推進に向けた、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、企業、授産事業所など様々な分野の機関が連携したネットワークづくり
- ・ 障害者優先調達法に基づく道や市町村の授産製品の受注拡大
- ・ 就労支援センターによる、道民への授産製品の販売機会の拡大

平成28年度 北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要

項目	施策等の名称	平成28年度の取組の内容	平成28年度 予算額(千 円)	所管部局名
第9条 関係法令等との 調和	○障害者就業・生活支援センターの設置促進	■障害者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行う。	—	経済部 保健福祉部
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■障害者雇用促進法に基づく障害者雇用の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施する。	—	経済部
	○第4期北海道障がい福祉計画の推進管理	■障害者総合支援法に定める第4期北海道障がい福祉計画(平成27～29年度)に基づく施策の推進管理を行う。	—	保健福祉部
	○地域づくり委員会等運営事業	■障害者差別解消法に基づき、関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施や市町村における相談体制等の整備促進を行う。	6,718	保健福祉部
第10条 道民等の理解の 促進	○障がい者条例に係る普及啓発事業	■北海道障がい者条例、障害者差別解消法及び障がい者虐待防止法を絡めた障がいのある方における権利擁護に関するフォーラムを開催するとともに、地域づくり委員会の活用促進のため、各種会議等における条例の概要説明や条例の理念等を説明したパネル展を開催する。	—	保健福祉部
	○就労支援に関する普及啓発	■道の広報媒体を活用するなどして、障がいのある方の就労支援に関する普及啓発を図る。 ■関係機関との連携・協力の下、各種媒体へのロゴマークの掲載や、DVDを活用することにより、障がい者就労支援に関する理解を促進する。 ■登録企業の社会的評価を高めるような効果的な広報活動を行うことにより、アクション登録制度及び企業認証制度の登録・認証拡大を図る。 ■自己評価制度について、各振興局等を通じて就労移行支援事業所へ周知を図り、制度実施を促すことで、事業所の就労支援サービスの質の向上を図る。 ■研修体系について、関係機関の研修実施予定を集約し見える化を行うことで、事業所等の研修受講機会の確保を図る。 ■赤れんが庁舎前庭において、障がいのある方の就労支援に資するカフェを実施する。 ■障がいのある方の幅広い職種における職場の確保を促進するための連携に対する支援を行う。 ■全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行う。	88,971	保健福祉部
	○障がい者の権利擁護等に係る啓発事業 (地域人権啓発活動活性化事業)	■北海道障がい者条例、障害者差別解消法及び障がい者虐待防止法をわかりやすく解説する新たなパンフレットを作成するほか、これまでの人権啓発事業で作成したDVDや北海道障がい者条例の理念等を説明したパネルの積極的活用を図り、障がいや障がい者に対する道民の理解促進を図る。	786	保健福祉部
第11条 企業等の取組の 支援	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を試行的な実施を継続し、本格施行へ向けた検証を行う。 ■経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行う。	—	保健福祉部 経済部
	○民間企業等との協働事業	■小売業などと連携し、授産事業所の販売機会を確保することで、授産製品の販路拡大を図る。	—	保健福祉部
	○企業等の取組支援	■登録企業の社会的評価を高めるような効果的な広報活動を行うことにより、アクション登録制度及び企業認証制度の登録・認証拡大を図る。 ■道や市町村が円滑に発注できるよう指定法人が優先調達との相談窓口となるほか、専門コーディネーターによる効果的なマッチングの推進、専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」の機能充実など、授産事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向け、共同受注システム等の充実・強化を図る。 ■授産事業所等の工賃水準の向上を図るため、全ての就労継続支援施設B型事業所に工賃向上計画の策定を求め、指定法人による就労支援業務を効果的に推進する。 ■自己評価制度について、各振興局等を通じて就労移行支援事業所へ周知を図り、制度実施を促すことで、事業所の就労支援サービスの質の向上を図る。 ■研修体系について、関係機関の研修実施予定を集約し見える化を行うことで、事業所等の研修受講機会の確保を図る。 ■全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行う。	9,537	保健福祉部

第11条 企業等の取組の 支援	○優先調達の推進	■25年4月の法施行を踏まえ策定した「調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの調達推進に向け道自ら取組を更に進めるほか、調達方針未策定の市町村への策定の働きかけを行い、道内全体での調達推進を図り、官公需の発注を推進する。	—	保健福祉部
第12条 医療とリハビリ テーションの確 保	○北海道病院事業	■精神医療 道立病院として精神科病院における圏域の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行う。 また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟としてスーパー救急病棟を運用する。 ■精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施する。 ■児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療に取り組むとともに、向陽ヶ丘病院においては、児童・思春期の患者に対応するほか、発達外来を開設し、オホーツク管内から緑ヶ丘病院に通院している患者のうち、状態が安定している患者を対象に治療教育を実施する。 ■小児高度専門医療：子ども総合医療・療育センター 小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対応する周産期医療、先天性心疾患に対応する高度医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどを実施する。	—	保健福祉部
	○身体障害者扶助費(更生医療)	■市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障害者福祉の向上を図る。	2,943,389	保健福祉部
第13条 移動手段の確保	○バス利用促進等総合対策事業費補助金	■高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対する助成を行う。	700	総合政策部
	○交通安全施設等整備事業	■歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進める。	560,000	建設部
	○市町村地域生活支援事業(移動支援事業)	■地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じて柔軟な形態で事業を有効に活用・実施することにより、地域の移動手段を確保し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る。 ■各市町村においてサービス内容等に格差が生じていることから、引き続き、地域の要望に沿ったサービス提供体制の整備や支給基準の策定について助言する。	257,099	保健福祉部
	○障害者社会参加総合推進事業	■盲ろう者通訳・介助員派遣事業は、引き続き事業を継続し、視覚障がい者や盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る。H28年度より要約筆記者の養成・派遣事業と同一事業として実施する。	4,707	保健福祉部
	○身体障害者補助犬育成事業費補助金	■北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援する。	12,600	保健福祉部
第14条 切れ目のない支 援	○特別支援教育総合推進事業	■幼稚園等の担当者を対象とした研修会(1会場)、特別支援教育コーディネーター対象に「特別支援教育充実セミナー」(14会場)、「特別支援教育基本セミナー」(14会場)「特別支援教育進路指導協議会」(14会場)を行う。	8,828	教育庁
	○障がい児等支援体制整備事業(市町村体制整備事業)	■発達の遅れや障がいのある児童や家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、発達支援センターにおいて必要な支援を確保し、発達支援体制の充実を図る。	2,328	保健福祉部
第15条 保健・福祉及び 教育との連携	○私立幼稚園管理運営対策費補助金	■特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行う。	748,030	総務部
	○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	■特別支援学校に在籍し「医療的ケア」が必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍状況や、本人・保護者のニーズを踏まえ看護師配置を検討する。	102,210	教育庁
	○地域子ども・子育て支援事業費補助金(放課後児童健全育成事業)	■放課後児童健全育成事業の実施施設(放課後児童クラブ)の設置促進等を図るため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する支援、及びボランティアの派遣や、障がい児受入のための支援員の確保等を行い、放課後児童クラブの円滑な事業実施や放課後子ども総合プランの推進を図るため、今後も継続して支援する。	2,029,352	保健福祉部

第16条 高齢者施策等との連携	○公営住宅整備事業	■北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備を進める。	6,231,000	建設部
	○高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業	■住宅改善関係職種と連携し、技術の研鑽・情報交換による地域の支援体制の充実を図る。 また、住民の住宅改善ニーズを把握することなどにより、支援の方法及び内容の充実を図る。	900	保健福祉部
	○すべての人にやさしいまちづくり推進事業	■ユニバーサルデザインの普及や災害時の対応等の観点等を含め、緊急性及び優先性の高い整備項目を検討し、順次、整備を進める。	39,000	保健福祉部
	○権利擁護人材育成事業	■権利擁護人材養成研修、権利擁護人材支援体制構築事業、権利擁護人材フォローアップ研修事業を実施する市町村に対し補助を行う。	63,822	保健福祉部
	○共生型基盤整備事業	■国の交付金制度の活用等により、市町村が実施する、障がい者、高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する共生型基盤整備を一層推進する。	—	保健福祉部
第17条 障がい者の家族に対する配慮	○児童家庭支援センター運営事業	■地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行う。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行う。	70,625	保健福祉部
	○発達障害者支援センター運営事業	■発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行う。	40,241	保健福祉部
	○精神障がい者家族相談員設置事業	■精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行う。	1,445	保健福祉部
第18条 地域間格差の是正等	○障がい福祉計画等圏域連絡協議会	■平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期障がい福祉計画の推進管理、市町村障がい福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議する。	—	保健福祉部